平成29年第1回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会(平成29年1月31日)

召集年月日 平成29年1月31日(火)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成29年1月31日 午後3時05分

閉会 平成29年1月31日 午後4時14分

出席農業委員(11名)

1番 早川 和夫(会長) 2番 溝口 智也 4番 岡 秀夫

5番 山本 修 7番 桑田 建太郎

8番 松宮 重信(職務代理) 9番 細川 正博

10番 木村 憲雄 11番 櫻井 隆治 12番 松井 厚雄

14番 古池 洋子

欠席委員(3名)

3番 菅原 儀左ヱ門 6番 神野 淳一 13番 見城 紀彦

出席事務局

局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

同意第1号 おおい町農業委員会委員の辞任につき同意を求める件について

農政・農振・改良専門委員会の委員長を選任する件について

議案第1号 平成29年農作業標準賃金及び標準料金の決定に ついて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農地利用集積計画審議について

報告第1号 農地変換届について

事務局長 皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成29年第1回おおい町農業委員会を 開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、 3番菅原委員、6番神野委員、13番見城委員の3名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案と報告1件に、追加して同意案件1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあい さつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長 本日は、平成29年 第1回おおい町農業委員会を招 集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙し い中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

「開 会]

議 長 それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町 農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いた します。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進 めさせて頂きます。

[日程 1]

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてでありますが、 恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよ ろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、8番 松宮委員と 10番 木村委員さん を指名いたします。 「追加日程 1]

議 長 追加日程1 同意第1号 おおい町農業委員会委員の辞任につき同意を求める件について を議題といたします。本案は、本委員会の見城委員から提出のありました辞任願について、委員会の同意を求めるものであります。 議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長。

同意第1号は、農業委員会等に関する法律第13条 第1項の規定に基づき、農業委員会委員の辞任につい て同意を求められているものであります。

見城委員より提出された辞任願を朗読します。

(辞任願朗読)

詳細については、事務局次長に説明させます。

次 長 はい、議長。

議案資料のとおり、農業委員会等に関する法律第1 3条第1項に委員の辞任について規定されており、

「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業 委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」 となっております。

このため、町長に対しましても同日、同じ内容の辞 任願が提出されております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質 問はございませんか。

櫻井委員補欠の補充は。

次 長 法の人数の規定はなく、事務局としては補充の予定 はございません。

議長他にご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、同意第1号

おおい町農業委員会委員の辞任につき同意を求める件については、同意することといたします。

議 長 お諮りします。見城委員の辞任に伴い、農政・農振・ 改良専門委員会の委員長が欠員となりましたので、農 政・農振・改良専門委員会の委員長を選任する件につい て を日程に追加し、議題とすることにご異議ありま せんか。

(異議)

議 長 ご異議がないようでございますので、農政・農振・改 良専門委員会の委員長を選任する件について を日程 に追加し、議題といたします。

「追加日程 2]

議 長 追加日程2 農政・農振・改良専門委員会の委員長を選 任する件について を議題といたします。

専門委員会の委員長は、専門委員会規則第7条の規定により、委員の互選によることとなっております。

暫時休憩しますので、専門委員会を開催し、委員長 の選考をお願いします。

この際、暫時休憩いたします。

一 暫時休憩、専門委員会を開催し協議 ―

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会 長 私も会長として専門委員会に同席しましたので、報告いたします。

協議の結果、農政・農振・改良専門委員長に11 番櫻井委員を選任いたしました。

なお、これにより副委員長に欠員が生じますので、 同じく副委員長に9番細川委員を選任いたしました。

議 長 お諮りします。

農政・農振・改良専門委員長及び同副委員長について

は、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件は報告のと おり決定いたします。

議 長 日程 2 議案第 1 号 平成 29年農作業標準賃金及 び標準料金の決定について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長。

議案第1号は、平成29年のおおい町内における農作業の標準料金を定めるものであり、毎年、福井県農業会議の公表する試算値と近隣の市町の動向を参考に定めるものであります。

詳細については、事務局次長に説明させます。

次 長 はい、議長

福井県農業会議が、本年1月19日に決定した農作業標準料金指針では、作業料金については昨年度に対してほぼ据え置くことが決定されました。

これは、オペレーター賃金及び、一部の農業機械価格が上昇している一方で、燃料費、潤滑油費といった変動費が低価格で安定していること、更に近時の農業・経済情勢を考慮した結果ということです。

これらの算定基準としましては、県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」によりまして、水稲の標準経営規模面積は15~クタールとして、トラクター等の農作業機械については高効率の中・大型機器を使用する場合で積み上げがなされています。

オペレーター賃金につきましては、担い手育成ため、 平成28年度の標準賃金1時間当たり2, 418円に、 県最低賃金上昇率(3.0%増)から算出した額73円 を加えた2, 491円、一日当たりですと19, 928円が示されています。

なお、その他については、概ね据え置きですが、耕

起・代かき、乾燥は値下がりを見せています。

これらは、燃料費、潤滑油費といった変動費が占める 割合が高く、その下落によるものです。

参考に、前年度の嶺南各市町の標準料金を記載しております。

これを受け、農政委員会で審議をいただきましたので、 その結果については、櫻井委員長から提案いただくこと となっております。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましては、農政・農振・改良専門委員会において協議していただいておりますので、櫻井委員長から提案理由説明を含め、概要についてご説明をお願いします。

櫻井委員長

本日、午後2時から開催しました、農政・農振・改良 専門委員会において協議いたしました経過についてご説 明いたします。

今月19日に、県農業会議から、平成29年版農作業標準料金設定指針が出されたのに伴い、本町の料金について協議しました。

事務局より、福井県農業会議が標準料金の算定に用いた資料等の説明を受けた後、米価の推移や生産経費等の現状も踏まえ、本町の実態等に照らし合わせて話しあった結果、県農業会議の示す標準料金及びその算定の考え方は理解できるものの、町内の圃場は、団地面積や傾斜度、区画形状等が嶺北に比べ条件が不利であり、従来から、本町の標準料金は、県農業会議の示す標準料金を大きく上回る設定がされていること。

また、本町を含め嶺南の各市町の料金は同程度で設定されていることや、今回、県の標準料金が概ね据え置きとされたことなどから、農政・農振・改良専門委員会といたしましては、従来区分の農作業標準料金は、前年と同額とすることが妥当であると決しました。

なお、高品質の米の出荷には、色彩選別機の使用は欠かせません。

県の標準料金にも本年度から設定されたということで ありますので、本町も色彩選別の料金を新たに設定し、 60kgあたり300円とすることを提案するものです。

議 長 櫻井委員長さんからの専門委員会の提案の説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

松宮委員 小浜市が条件が良いと思うが。

次 長 嶺南市町は参考資料として聞取りしたもので、詳細は確認していません。

議長 議案第1号の農作業標準賃金及び標準料金については、 ただ今、農政・農振・改良専門委員会、櫻井委員長から 提案のあったとおりとすることにご異議ございませんか。

(異議)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第1号 農 作業標準賃金及び標準料金については、原案のとおりと することに決定致します。

> なお、この決定につきましては、農業委員会長名で公 告することにより、周知を図ることとなります。

「日程 3〕

議長 日程3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第1 8条第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件はおおい町長から同意を求められたものでありますが、〇番〇〇委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。

(委員退席)

それでは、議案について事務局に説明させます。

局 長 議案第2号は、農業経営基盤強化促進法第18条に 基づく利用権を設定するものでありまして、詳細につ いては、次長に説明させます。 次 長 はい、議長 (議案朗読)

> 今回の設定は、始期が平成29年2月1日からの3 2件でございます。借受人は農地所有適格法人、認定 農業者、新規就農者等4名でございます。

> 資料5・6頁の表中右から2列目に設定の状況がございますが、町の利用権設定は農地を基準に判断されますので、その農地が過去に利用権設定が設定されているかの有無を確認し、奨励金に反映しております。

また、今回の申請の中に、既に別で利用権が設定されている筆がございました。その筆につきましては、 既に設定の利用権を貸人・借人双方の合意解約を行い、 町から受けている奨励金を日割り計算により還付され ております。なお、その申請地につきましては今回の 申請では再設定となっております。

この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、本来ですとこの案件につきまして、農地委員さんに現地確認と報告を頂くところではございますが、月曜日からの積雪により現地を確認することが出来ませんので、事務局より報告させます。
- 次 長 各申請地につきましては、役場の営農計画書と9月から10月に実施いただきました農地パトロール結果により、利用権設定には問題のない農地と判断いたしました。
- 議 長 それでは、議案第2号につきまして、ご意見、ご質 問ございませんか。

櫻井委員

○○○○○○○の利用権の総面積は。

次 長 (面積・筆数回答)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござい ませんか。

(異議)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第2号 農 業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画審議については、町へ同意すること といたします。

審議が終了しましたので
委員の入室をお願いします。

(委員入室)

[日程 4]

議 長 日程4 報告第1号農地変換届を審議いたします。 事務局から説明をお願いします。

局 長 報告第1号は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ほどの議案1号にて審議いただきました利用権設定地 を農地変換により畑にするものであります。 詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

盛士420cmとありますのは、資料19頁及び本日追加の資料をご覧ください。 $\bigcirc\bigcirc$ の申請地 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 0の現状高さが6m50cm程あり、そこから $\bigcirc\bigcirc$ の申請地まで2%ずつ高さを下げていくとのことで、平均した高さが420cmになるとのことです。

完成した盛土の表面には水路や進入路が整備されます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、 ご質問ございませんか。 松宮委員 ○○○○の実績はあるのか。売れるのか。

次 長 以前農地変換届を報告いたしました〇〇で、〇〇〇〇 を作付ける準備をしております。

古池委員 県の作付け指導で、〇〇〇〇を進められている。台湾 で日本の〇が人気で、高値で売れるらしい。

松宮委員 埋立てるというが、今ある水路や農道はどうなるのか。 土地改良区の財産ではないのか。

次 長 この委員会で報告した旨の通知を出しますので、その 際に、他法令を遵守するよう指導します。

松井委員 図面では山も埋立てる計画のようだが、今回の計画に 入っているのか。

次 長 農地変換届ですので、田から畑になる面積のみ把握しております。

櫻井委員 農地変換で田がどんどん埋立てられているが、5年後 10年後も活用されるのか心配する。

松宮委員 図面では、現状の水路などが完成予定では位置がずれている。財産の所有は国や土地改良もあるのでこの計画では認められない。

議 長 この申請はあくまで報告事項で、審議される案件では ございません。事務局より申請者へ指導することで報告 を終了いたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての 日程を終了いたします。 その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局・活動記録の提出依頼

• 次会開催日報告

議 長 それではこれで、平成29年第1回の委員会を終了い たします。慎重審議ありがとうございました。